

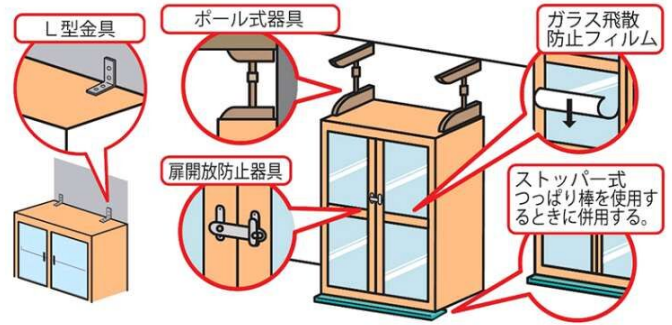
# 葛飾区

## 住宅用家具転倒防止器具取付支援補助金制度



過去の地震でけがをした原因の約30%~50%の人が、家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

写真のような状況を防ぐために、家具に家具転倒防止器具を取付けることを推奨しています。



### 補助対象者

葛飾区在住で世帯全員が下記のいずれかにあてはまる世帯

- ・満65歳以上(証明書類:世帯全員分の住民票の写し)
- ・身体障害者手帳 1・2級(身体障害者手帳のコピー)
- ・愛の手帳 1・2度(愛の手帳のコピー)

### 補助額

**上限3万円(10/10補助)** ※上限額を超えた額は、自己負担となります。

### 申請方法

※申請書は、葛飾区役所、各地区センター、区ホームページより取得できます。

**(A) 自身で取り付ける場合**

**(B) 区が指定する業者に依頼する場合**

裏面にて申請の流れを記載→

### 注意

- ◆本事業の補助金申請は、各世帯1回限りです。
- ◆設置した器具は、地震の大きさや周期によっては、期待される効果が発揮されない場合があります。
- ◆器具購入後または取付後の申請はできません。

# 申請の流れ

## A 自身で取り付ける場合

STEP 1 **申請書等の提出** 申請書、住民票及び身体障害者手帳・愛の手帳の写し、見積書を危機管理課に提出

STEP 2 **交付決定** ご自宅に通知が届きます

STEP 3 **実績報告書提出** 実績報告書、器具取付前後の写真、領収書及び請求書を危機管理課に提出

STEP 4 **金額確定** ご自宅に通知が届きます。  
補助金請求書に口座番号を記載し、危機管理課に送付

STEP 5 **入金完了**

## B 区が指定する業者に依頼する場合

<b>募集時期</b>	第1回募集	令和8年4月 1日～ 5月 8日 (必着)
	第2回募集	令和8年5月11日～ 8月31日 (必着)
	第3回募集	令和8年9月 1日～10月30日 (必着)

※第3回募集を過ぎての申請は、受領いたしません。Aの申請をご利用ください。

STEP 1 **申請書等の提出** 申請書、住民票及び身体障害者手帳・愛の手帳の写しを危機管理課に提出

STEP 2 **訪問見積** 葛飾建築協会に加盟している業者が、ご自宅に訪問し、見積調査を実施。見積書は業者から区へ提出。

STEP 3 **交付決定** ご自宅に通知が届きます

STEP 4 **訪問取付** 見積書を作成した業者が、ご自宅に訪問し取付。  
実績報告書は業者から危機管理課へ提出

※残りの手続きは業者が行います。

## 問い合わせ先

葛飾区役所 危機管理課 自助・共助係  
〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

☎ 03-5654-8224

FAX 03-5698-1503

葛飾区

